

新埼玉県立図書館基本構想（案）

目次

はじめに

01. 埼玉県立図書館の概要

02. 県立図書館を取り巻く環境の変化

03. 新たな県立図書館の方向性と目指す図書館像

はじめに



- 埼玉県立図書館は、大正11(1922)年に「埼玉県教育会立埼玉図書館」が開設されたことに始まり、令和4(2022)年10月に100周年を迎えました。
- こうした中、私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化やグローバル化※の進展、人口減少時代の到来など、大きく変化してきています。特に、情報通信技術（ICT※）の高度化は、時や場所を選ばないサービス提供を可能とし、これからの図書館サービスを展開していくに当たり、その活用は必要不可欠なものと考えられます。
- 今後、社会のDX※が進んでいく一方で、情報格差などにより孤立化することがないように配慮しつつ、多様化・複雑化する社会課題を解決し、誰一人取り残さず、持続可能な社会を実現し、県民一人ひとりが心豊かに生活できる社会を実現していくことが求められます。
- 県教育委員会では、県立図書館が県民の学びのニーズに応え、県民が主体的に自分や地域の将来を考え、持続可能な社会の実現に参画するための基盤となる機関として、どのような役割を果たすべきなのか検討してまいりました。
- 本構想は、令和3年度の「新しいタイプの図書館検討有識者会議」における、これからの図書館に求められるミッションに関する議論をベースとし、県政世論調査、県民ワークショップ※でいただいた御意見も参考にしながら、「新埼玉県立図書館基本構想検討専門家会議」での議論を経て、新たな埼玉県立図書館が目指す姿、その姿を実現するために必要となる具体的な機能を示すものとして取りまとめました。

令和5年 月 埼玉県教育委員会

01.

01. 埼玉県立図書館の概要

1.1. 埼玉県立図書館の沿革

1.2. 埼玉県立図書館の現状

1.3. 図書館の位置付けと県立図書館の役割

1.1. 埼玉県立図書館の沿革（1）

- 大正から昭和30年代まで、市町村立図書館が十分に整備されていない間は、趣味や実用書、小説などの生活に身近な図書の貸出も行うとともに、移動図書館車により、図書館がない地域におけるサービスも展開。
- 昭和40年代には、急激な県人口の増加と都市化、情報化に対応し、昭和45(1970)年以降、熊谷・川越・久喜図書館を設置（県内東西南北4館体制）。
- その後、市町村立図書館の整備に伴い、県立図書館の役割を専門的な図書等の収集・提供を行うことに重点化するとともに、情報需要の増大等に対応するため、レファレンス※（調査・相談）など、資料の貸出以外のサービスにも注力。
- 市町村立図書館の整備が更に進んだことや施設の老朽化などにより、平成8(1996)年に「埼玉県立中央図書館（仮称）基本構想」を策定し、現行の4館体制を見直し、平成15(2003)年に川越図書館を、平成27(2015)年に浦和図書館を廃止。

1.1. 埼玉県立図書館の沿革（2）

年	内 容
大正11(1922)年10月	北足立郡役所内に「埼玉県教育会立埼玉図書館」開設
昭和25(1950)年9月	移動図書館開設（巡回車を「むさしの」号と命名）
昭和26(1951)年3月	埼玉県立図書館設置条例制定、「埼玉県立図書館」と名称変更
昭和35(1960)年3月	新館整備（のちに浦和図書館と改称）
昭和45(1970)年4月	熊谷図書館設置
昭和50(1975)年10月	川越図書館設置
昭和55(1980)年6月	久喜図書館設置
平成8(1996)年1月	「埼玉県立中央図書館（仮称）基本構想」策定 （コンセプトとして「彩の国・情報創造館 -知の発見・交流・創造-」を掲げる）
平成15(2003)年3月	川越図書館廃止
平成21(2009)年2月	「県立図書館のライフチャンスライブラリー※化に向けて（提言）」 （ハイブリッド化※や、分散している資料の集約とワンストップ化※等の必要性が示される）
平成27(2015)年3月	浦和図書館廃止
平成27(2015)年6月	熊谷図書館浦和分室開室
平成28(2016)年3月	熊谷図書館リニューアル開館（埼玉資料室・ビジネス支援※室・外部書庫の整備）
令和3(2021)年3月	「新県立図書館在り方検討委員会 報告」取りまとめ （目指すべき県立図書館の在り方として、「情報」と「人」が交流し、価値を創造する図書館＝「価値創造図書館※」を示す）
令和4(2022)年3月	「新しいタイプの図書館検討有識者会議 議論のまとめ」 （これからの時代の県立図書館のミッション※として「県民とともに社会をつくる」が提唱される）



浦和図書館



川越図書館

1.2. 埼玉県立図書館の現状（1）

■ 施設概要

	熊谷図書館	久喜図書館
所在地	熊谷市箱田5-6-1 (JR及び秩父鉄道 熊谷駅から徒歩20分)	久喜市下早見85-5 (JR及び東武伊勢崎線 久喜駅から徒歩20分)
開館年月	昭和45(1970)年4月	昭和55(1980)年6月
所蔵冊数	約98万冊(うち外部書庫55万冊)	約60万冊
職員数(注)	60人(うち司書47人)	36人(うち司書29人)



注: 臨時的任用職員を含む

■ 所蔵資料（主なもの）

令和3年度末現在

区分		熊谷図書館	久喜図書館	2館合計
図書(冊)		978,657	599,254	1,577,911
新聞・雑誌等 (タイトル・リール)	新聞	119	38	157
	雑誌	2,061	719	2,780
	マイクロフィルム※	11,040	3,466	14,506
電子媒体※(点)		781	547	1,328
視聴覚資料※(点)		45,442	10,947	56,389
障害者サービス用資料※(タイトル)		—	6,578	6,578

1.2. 埼玉県立図書館の現状（2）

全国的に見た埼玉県立図書館及び埼玉県の特徴

- 専任の司書数は全国で2位
- 県蔵書冊数は約160万冊（全国3位）
- 市町村の図書館設置率は9割超（全国11位）、県内図書館の蔵書総数は約2,500万冊（全国3位）

	埼玉県（人口739万人／5位）	千葉県（人口632万人／6位）	神奈川県（人口921万人／2位）	愛知県（人口757万人／4位）
施設	■ 2館 10,303㎡（23位）注)外部書庫含 【熊谷：3,580㎡ ・久喜：4,059㎡】	■ 3館 13,024㎡（14位） 【中央：6,171㎡・西部：3,262㎡ ・東部：3,591㎡】注)1館とする計画あり	■ 2館 14,621㎡（11位） 【県立：12,130㎡・川崎：2,491㎡】 注)2022年9月新「本館」を反映していない	■ 1館 19,604㎡（5位）
職員 (注1)	■ 専任職員 71人（2位） ■ うち専任司書 55人（2位）	■ 専任職員 63人（5位） ■ うち専任司書 37人（5位）	■ 専任職員 67人（4位） ■ うち専任司書 50人（4位）	■ 専任職員 39人（9位） ■ うち専任司書 33人（6位）
蔵書 (注2)	■ 159万冊（3位）	■ 143万冊（6位）	■ 120万冊（13位）	■ 118万冊（14位）
資料費	■ 65,101千円（11位） ■ 人口1人当たり資料費 8.8円（43位）	■ 64,615千円（12位） ■ 人口1人当たり資料費 10.2円（41位）	■ 72,919千円（7位） ■ 人口1人当たり資料費 7.9円（44位）	■ 33,249千円（38位） ■ 人口1人当たり資料費 4.4円（46位）
利用状況	■ 入館者数 158,079人 ■ 貸出数 175,621点（31位）	■ 入館者数 152,795人 ■ 貸出数 115,671点（39位）	■ 入館者数 126,885人 ■ 貸出数 109,970点（41位）	■ 入館者数 341,146人 ■ 貸出数 345,107冊（16位）
県内状況	■ 図書館設置率 93.7%（11位） ■ 図書館数 178館（2位）注)埼玉の公立図書館 ■ 蔵書総冊数 2,494万冊（3位）	■ 図書館設置率 74.1%（32位） ■ 図書館数 144館（5位） ■ 蔵書総冊数 2,035万冊（5位）	■ 図書館設置率 87.9%（20位） ■ 図書館数 85館（12位） ■ 蔵書総冊数 1,801万冊（7位）	■ 図書館設置率 88.9%（16位） ■ 図書館数 97館（9位） ■ 蔵書総冊数 2,286万冊（4位）

注1: 臨時的任用職員を含めず 注2: 「蔵書」は所蔵する図書（雑誌、視聴覚資料、録音図書、電子的資料は含まない）
<出典> 順位は『日本の図書館2021』を加工して作成、各館面積・入館者数は各館令和3年度要覧より 図書館数は埼玉の公立図書館及び社会教育調査

1.3. 図書館の位置付けと県立図書館の役割

- 公立図書館は図書館法第2条に位置付けられるものであるが、そのうち県立図書館には、県民に対する直接サービスの実施に加え、市町村立図書館の運営支援や連絡調整等の実施により、県内全域の図書館サービスの向上に資する役割を担うことが求められる。（例、市町村立図書館では収集が困難な図書等の保存、資料の搬送ネットワークの構築など）

図書館の位置付け	図書館法第2条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設		
	国立国会図書館	埼玉県立図書館	埼玉県内市町村立図書館
	国立国会図書館法	図書館法	
役割	<ul style="list-style-type: none"> • 国会、行政、司法への支援 • 国民への資料提供 	図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）※ 【設置の基本】 <ul style="list-style-type: none"> • 県民に対するサービス • 市町村立図書館の設置及び運営への指導・助言等 【運営の基本】 <ul style="list-style-type: none"> • 直接サービスの実施等、県域の実情に即した運営 • 市町村立図書館に対する運営支援 • 県内図書館間の連絡調整等 	
		【設置の基本】 <ul style="list-style-type: none"> • 住民に対するサービス（生活圏を考慮） • 当該市町村の全域サービス網の整備 	【運営の基本】 <ul style="list-style-type: none"> • 直接サービスの実施等、各市町村の実情に即した運営

02.

02. 県立図書館を取り巻く環境の変化

- 2.1. 人口減少と人口構造の変化
- 2.2. デジタル化の進展と行動変化
- 2.3. 豊かに過ごせる社会への要請の高まり
- 2.4. 価値創造の重要性の高まり
- 2.5. 著作権法の動向
- 2.6. 市町村立図書館の整備の進展
- 2.7. 県民ニーズ

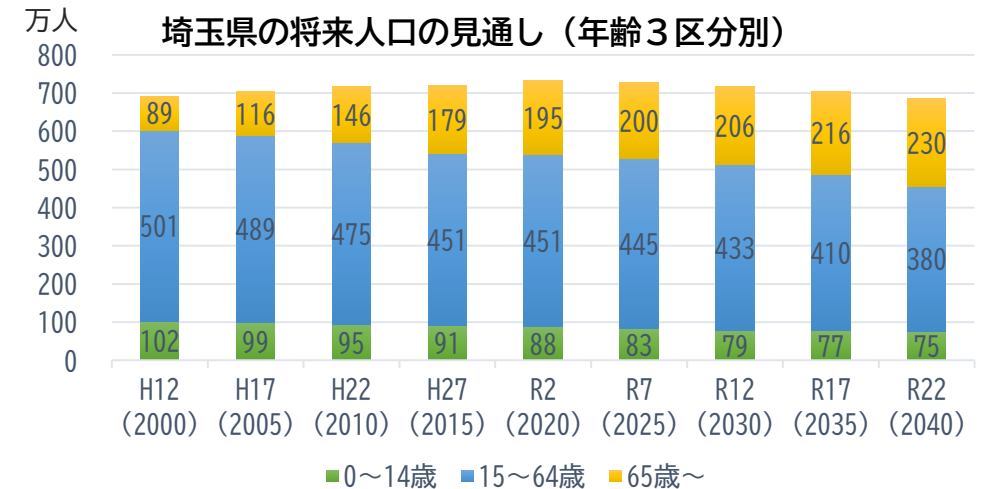
2.1. 人口減少と人口構造の変化

将来人口の見通し

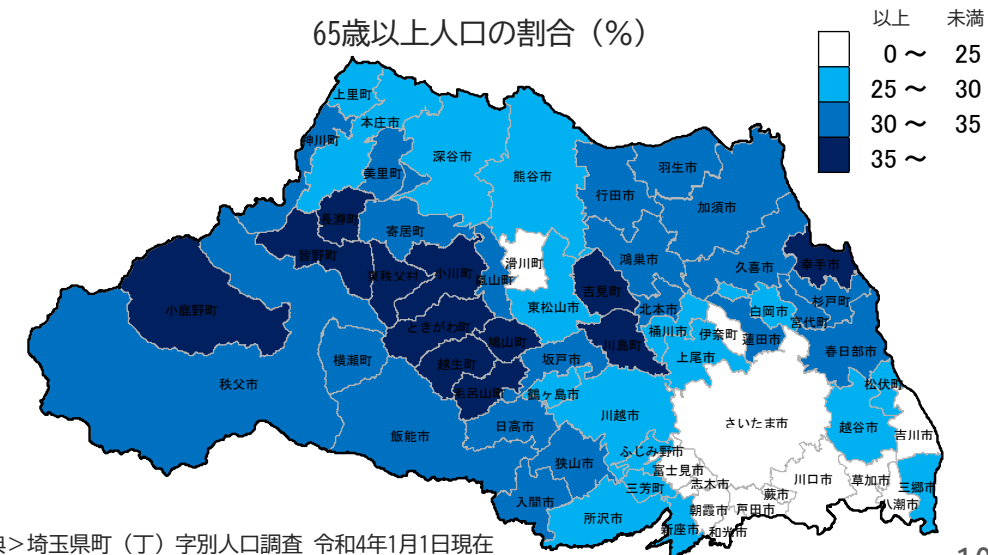
- **推計人口**：本県の人口は令和4年12月1日現在で約734万人（全国第5位）で、一貫して増加してきたが、県の推計では間もなく減少に転じると予想され、令和12年に約720万人、令和22年に700万人を下回る見通し

人口構造の様々な変化

- **人口構成**：生産年齢人口（15～64歳）割合は、平成12年をピークに減少傾向。同推計によれば、令和22年には県民の3人に1人が高齢者となる見込み
- **人口分布**：さいたま市、川口市、川越市、越谷市等の圏央道以南の都市部の市に人口が集中する一方、圏央道以北の地域では人口減少や高齢化が進んでいる
- **在留外国人数**：埼玉県内の在留外国人は令和4年6月末現在で約20万6千人と過去最高



<出典> 国立社会保障・人口問題研究所 平成30（2018）年推計を基とした県独自推計



2.2. デジタル化の進展と行動変化（1）

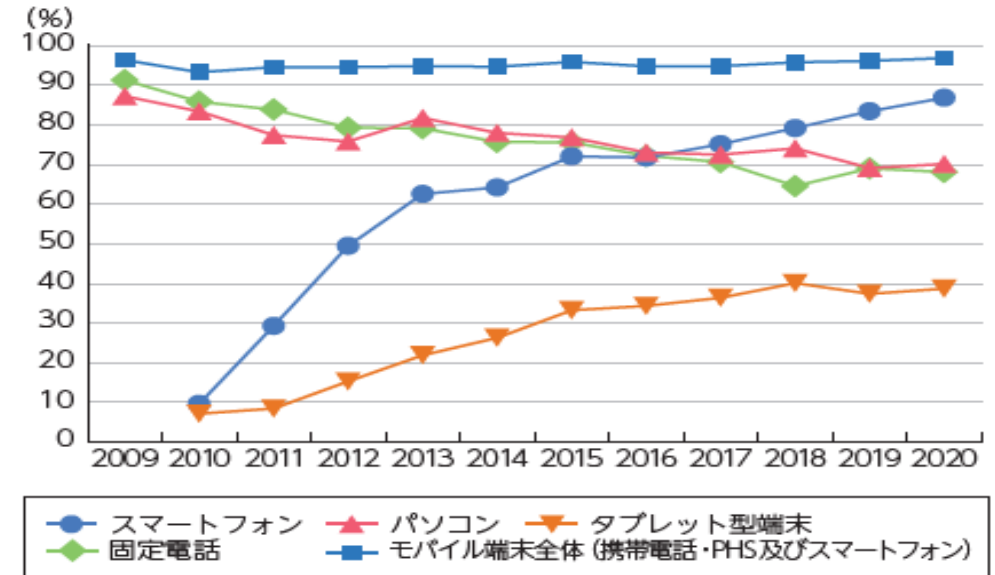
社会のデジタル化の進展

- 社会生活の様々な分野において、デジタル技術を活用したコミュニケーションやサービス提供が行われることが浸透
- 日本のモバイルブロードバンド※普及率は世界第1位、モバイル端末の世帯保有率も高く、デジタル機器は便利な道具から人々の生活基盤に変化
- 一方、世界デジタル競争力ランキング※は29位（2022年）、世界電子政府ランキング※は14位（2022年）。デジタル技術の社会実装に課題

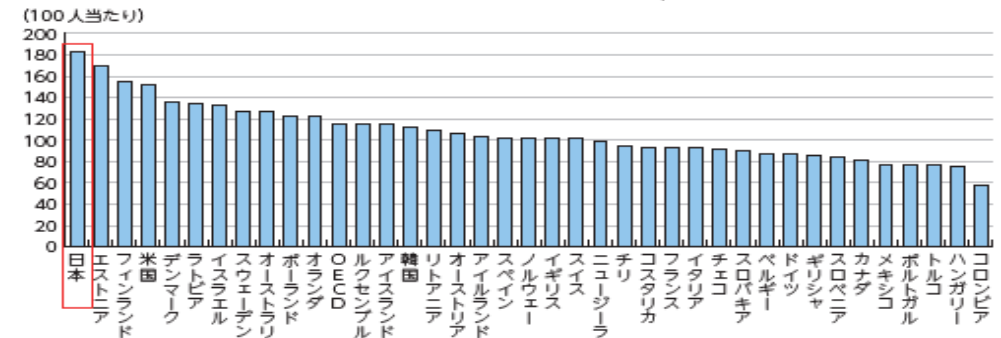
デジタル時代における“情報取得”・“行動”の変化

- デジタル化・オンライン化※により、情報の流通が飛躍的に拡大するとともに、情報の複製・加工・発信等も容易となり、人々が自ら情報を発信することも一般化
- 仕事・教育・買物などのコミュニケーションやサービス提供の方法が多様化
- 人々が誤った情報や断片的な情報に触れる機会も増大

情報通信機器の世帯保有率



モバイルブロードバンド普及率



<出典>総務省「情報通信白書（令和3年度）」

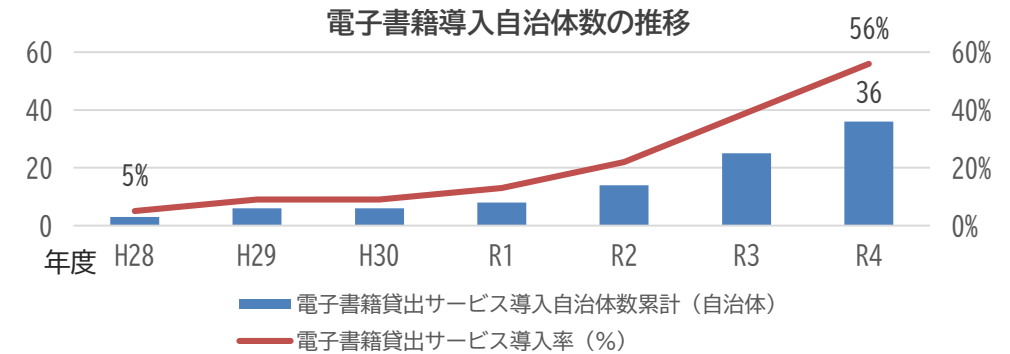
2.2. デジタル化の進展と行動変化（2）

《参考》市町村立図書館における電子書籍の導入加速

- 県内市町村立図書館の電子書籍貸出サービス導入について、平成28年度の3自治体（5%）から、コロナ禍を契機に導入が加速し、令和5年1月現在では、36自治体（56%）まで拡大

《参考》国立国会図書館における資料デジタル化の推進

- 平成12年から所蔵資料のデジタル化を開始し、このうち、絶版等入手困難なものの送信サービスを平成26年から公立図書館等向けに、令和4年からは個人向けに実施
- 令和4年5月現在、デジタル化した資料311万点（約7%）のうち57万点をインターネット公開、152万点を図書館及び個人向けの送信サービス、102万点を館内の端末で提供
- 現在、「国立国会図書館ビジョン2021-2025」に基づき、全国の図書館や出版者・著者等の権利者と連携し、デジタルで全ての国内出版物が読める未来の実現を推進



国立国会図書館における資料のデジタル化の現状

資料種別	デジタル化資料提供数（概数）			合計
	インターネット公開資料	図書館・個人送信資料(注)	国立国会図書館内提供資料	
合計	57万点	152万点	102万点	311万点
図書	36万点	54万点	38万点	128万点
雑誌	2万点	82万点	51万点	135万点
古典籍	8万点	2万点	—	9万点
博士論文	2万点	13万点	2万点	16万点
官報	2万点	—	—	2万点
憲政資料	1万点	—	0.2万点	1万点
録音・映像関係資料	—	—	1万点	1万点
地図	—	—	0.1万点	0.1万点
その他	8万点	2万点	9万点	18万点

注) 図書館向けデジタル化資料送信サービス(図書館送信)に参加している公共・大学図書館等の参加館及び国立国会図書館の館内での閲覧、また日本国内に居住する国立国会図書館の個人の登録利用者の閲覧が可能な資料。

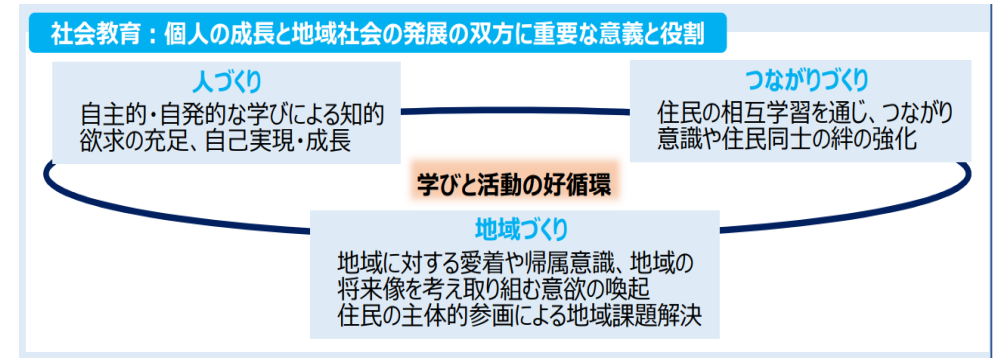
2.3. 豊かに過ごせる社会への要請の高まり

人生100年時代※の到来

- 国の「人生100年時代構想会議」においては、海外の研究で、2007年に日本で生まれた子供の半数が107歳より長く生きると推計されていることを紹介
- 100年という長い期間をより充実したものにするためには、幼児教育から小・中・高等学校教育、大学教育、社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学習が必要であるとしている
- 全ての人々が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会が求められる

SDGs※の推進

- 誰一人取り残すことのない持続可能な世界を2030年までに実現するための国際目標として、国連サミットで採択
- 17の目標のうち「質の高い教育をみんなに」、「情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する」ターゲットは図書館の取組にも関連



<出典> 中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」(平成30年12月)

SDGsと図書館の貢献例（抜粋）

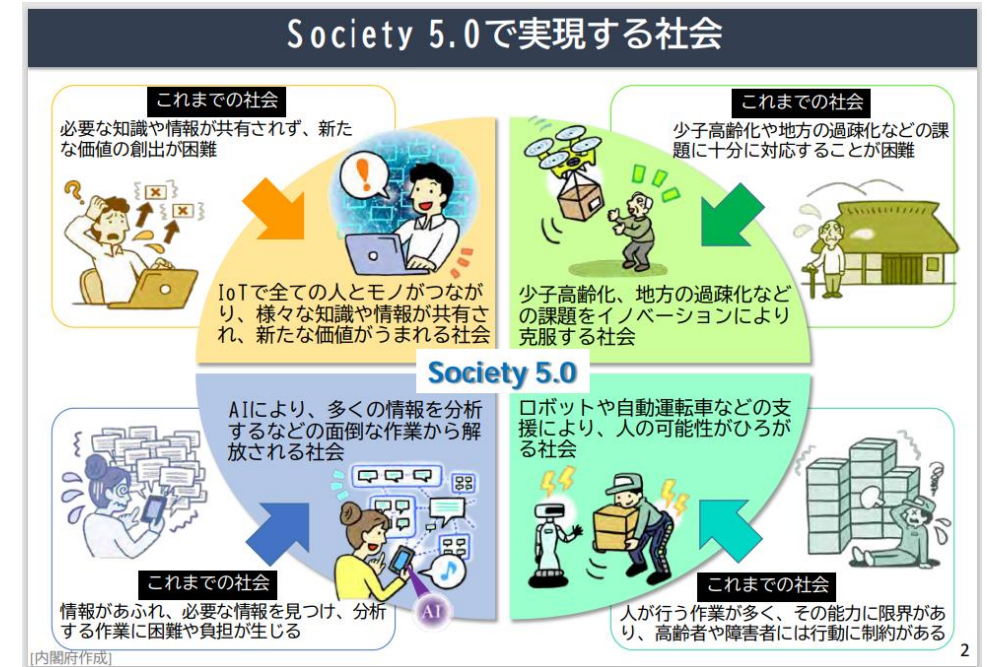
持続可能な開発目標	図書館の貢献例（IFLA※）
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<p>図書館は教育機関で重要な役割を担う。リテラシー教育を支え、学習空間を提供し、調査研究を支える。生涯学習を促進する機能も有す。</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>	<p>図書館は記録遺産を保護・保存する責務を負う。よりよい地域コミュニティを実現するうえで、文化的な要素は欠かせない。高齢者・移民・難民等にも広く開かれた空間を提供しうる。</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>	<p>一般市民等の主要な情報入手先として図書館は重要な役割を担う。情報を十分に利活用できるよう、信頼性の高い情報源を揃え、習熟した職員が支援を行い得る。</p>

<出典> IFLA, *Libraries and the sustainable development goals : a storytelling manual*. 2018 (<http://www.ifla.org/node/36272>) p.5-7 <日本語訳> 塩崎亮著「国連の「持続可能な開発目標」(SDGs)と図書館」(『聖学院大学総合研究所Newsletter』Vol.28 No.2, 2018年)

2.4. 価値創造の重要性の高まり

情報社会※から超スマート社会※へ

- 平成28年に閣議決定された国の「第5期科学技術基本計画」において、新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していく、Society5.0※が提唱される
- 様々な背景を持ち、時に互いに絡み合う課題に対応するため、分野横断的な知識や情報をデジタル技術を用いてワンストップで取得することや、社会全体で共有することへのニーズが増加
- 地域課題の解決や個人の学びの参考になる取組として、学術界やビジネス界は、自分とは異なる意見や考え方に意識的に触れ、異分野からアイデアを得ようとする異分野・異業種交流等を積極的に展開
- 複雑化する社会課題に対し、デジタル技術の更なる活用や他者との協働により新たな価値を創造することで解決を目指すことが、今後ますます重要



<出典>内閣府「society5.0」 https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html

- 我が国が目指すべき未来社会の姿として、Society5.0が提唱された。Society5.0は、デジタル革新と多様な人々の想像力・創造力の融合によって、社会の課題を解決し、価値を創造する社会である。（「Society5.0」（一般社団法人日本経済団体連合会）より）
- 予測できない未来に対応するためには、蓄積された知識を礎としながら、膨大な情報から何が重要かと主体的に判断し、自ら問いを立ててその解決を目指し、他者と協働しながら新たな価値を生み出していくことが求められる。「2030年の社会と子供たちの未来」（中教審教育課程企画特別部会「論点整理」より）

2.5. 著作権法の動向（1）

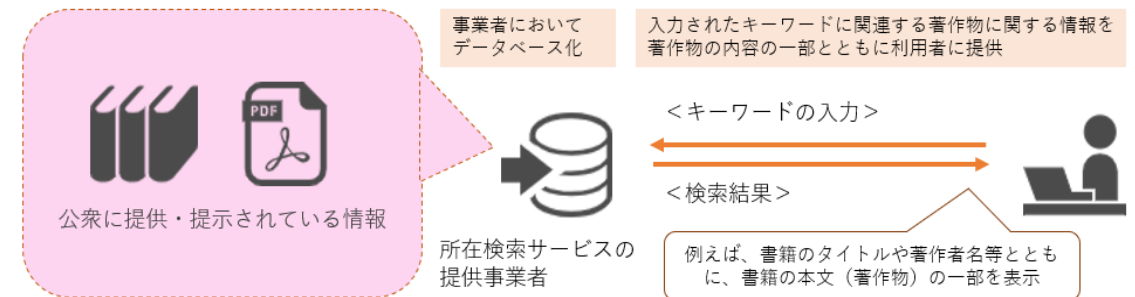
近年の法改正

- 2018年のTPP11協定の締結に伴う著作権保護期間の延長（保護期間50年から70年へ）や、教育の情報化に対応した権利制限規定の整備
- 近年では、新型コロナウイルス感染症のまん延や社会のDXの進展に伴い、デジタルサービスの促進を目的に更なる権利制限規定の整備が進展

所在検索サービス（平成30年著作権法改正）

- 著作物利用の円滑化を図り、新しいイノベーションを促進するため、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応
- （平成31年1月1日施行部分）新たな情報・知見を創出するサービスの提供に付随して、著作者の許諾を得ずに著作物を軽微な形で利用する規定を整備
- 例として、著作物の所在（書籍に関する各種情報）を検索する「所在検索サービス」において、その結果と共に著作物の一部分を表示^(注)したり、その準備のために著作物を複製等することが可能に

所在検索サービス（広く公衆がアクセス可能な情報の所在を検索可能にするとともに、その一部を検索結果と併せて表示するサービス）



「著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）について」（文化庁）
 (https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/) を加工して作成

注）一部分を表示：表示できる条件 ①著作物の一部分（付随的に軽微な形）、かつ、②権利者の利益を不当に害しない

2.5. 著作権法の動向（2）

図書館等公衆送信※（令和3年著作権法改正）

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、オンライン利用ニーズが顕在化
- （令和5年6月1日施行部分）調査研究目的のため、図書館資料の一部を公衆送信（FAX、メール、インターネット送信等）することが可能に

【条件】

- ✓ 送信主体・・・「特定図書館等」（責任者の配置、職員への研修などが必要）
- ✓ 送信可能な範囲・・・著作物の一部分（政令で定める場合等は全部）
- ✓ 権利者への補償金を支払うこと
- ✓ データの流出防止措置を講じること
- ✓ 正規の電子出版等の市場を阻害しないこと

<現行：紙での複製・提供のみ可能>



※権利者への補償金支払い義務あり

著作物の一部分をメールなどで送信できるようにする

「令和3年通常国会著作権法改正について」（文化庁）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/
 を加工して作成

2.6. 市町村立図書館の整備の進展

市町村の図書館設置率の上昇

- 県立図書館4館を整備した昭和55年当時、図書館を設置している市町村は5割強
- その後市町村立図書館の整備が大幅に進展し、平成12年には8割の市町村が図書館を設置
- 平成11年以降のいわゆる「平成の大合併」を経て、現在9割を超える市町村が図書館を設置
- 設置館数は、昭和56年の64館から、令和3年には178館に増加

県内図書館蔵書冊数の増加

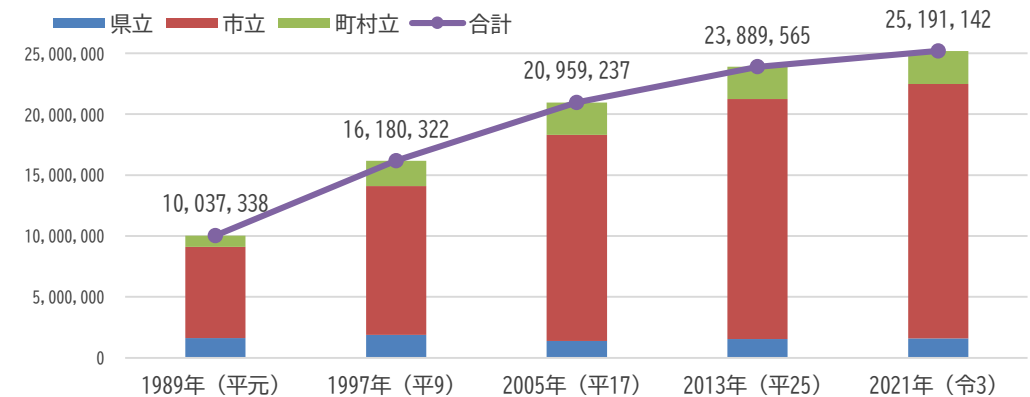
- 市町村立図書館の設置率上昇に合わせ、県立図書館を含む県内図書館総蔵書冊数も増加

市町村立図書館の設置状況

	市町村数 A	図書館が設置 されている 市町村数 B	設置率 B/A
昭和55（1980）年	92	50	54.3%
平成2（1990）年	92	65	70.7%
平成12（2000）年	92	75	81.5%
平成22（2010）年	64	60	93.8%
令和3（2021）年	63	59	93.7%

<出典> 埼玉県図書館協会「埼玉の公立図書館」

県内図書館蔵書冊数（冊）



<出典> 埼玉県図書館協会「埼玉の公立図書館」

2.7. 県民ニーズ（1）～県政世論調査～

<p style="text-align: center;">県政世論調査 概要</p>	<p>趣旨 県民の県政に対する要望、意見及び県民の生活意識などを把握し、県政推進のための資料とする。</p> <p>調査の設計 調査時期 令和4年7月8日～7月29日 調査地域 埼玉県全域 調査対象 満18歳以上の個人 標本数 5,000 抽出方法 住民基本台帳による層化二段無作為抽出法 調査方法 郵送法（郵送配布、郵送回収・インターネット回収併用）</p> <p>回収結果 有効回収数（率） 2,524（50.5%）</p>
<p style="text-align: center;">主な意見</p>	<p>利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> • これまでに県立図書館（熊谷・久喜・浦和分室）を利用した回答者は11.7%、過去に一度も利用したことがない回答者は86.2%。利用したことがない理由は、「居住地や勤務地から遠い」（59.3%）が最も高く、次いで「県立図書館の存在を知らなかった」（37.0%）が続く。 <p>利用目的</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「本、雑誌、新聞などを館内で読んだ」（47.5%）、「本、雑誌などを借りた」（47.5%）。 <p>利用したいサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「本、雑誌、CDなどを借りたり、館内で本や雑誌を読んだり、CDを視聴したりする」（33.7%） • 「専門的な本や雑誌等、市町村立図書館にはない資料を借りたり、館内で読んだりする」（30.0%） • 「自分のパソコンやスマートフォンからデジタル図書などを観る」（15.8%） • 「自分のパソコンやスマートフォンから、県内の博物館、美術館、図書館、文書館などが所蔵する文化財、美術作品、古文書等のデジタル資料を観る」（13.0%）

2.7. 県民ニーズ（2）～県民とともにつくる新県立図書館ワークショップ～

<p>ワークショップ 概要</p>	<p>趣旨 新しい県立図書館にふさわしい機能・サービスを県民とともに考える</p> <p>開催日 第Ⅰ部8月20日（土） 浦和会場 9月10日（土） 熊谷会場 9月28日（水） オンライン 第Ⅱ部10月15日（土） 浦和会場&オンライン</p> <p>参加人数 延べ43人</p>
<p>主な意見</p>	<p>資料収集・図書館サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> • 埼玉県のこと何でもわかる図書館 （地域、歴史、文化、産業等、埼玉のすべて／デジタルアーカイブ※の充実） • 誰一人取り残さない図書館 （県民の多様性に配慮した資料の整備（例：母語で学べる学習用テキストなど）） <p>市町村立図書館との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> • 市町村立図書館と連携した新たな図書館サービスの検討 <p>知の交流・創造</p> <ul style="list-style-type: none"> • 埼玉県のコミュニティの拠点となる図書館（リアル・デジタル・ハイブリッドに交流） • 得た情報を他者と交流・議論（アウトプット）することができる図書館 • 県民の成果を図書館が保存・提供

03.

03. 新たな県立図書館の方向性と目指す図書館像

- 3. 1. 新たな県立図書館の方向性
- 3. 2. 新たな県立図書館が目指す図書館像
- 3. 3. 新たな県立図書館の機能
- 3. 4. 新たな県立図書館の主なサービス

3.1. 新たな県立図書館の方向性

急激な社会環境の変化や県民ニーズを踏まえ

- 人口減少時代、人生100年時代を迎える中、誰一人取り残すことなく、県民の学びのニーズに応えるサービス展開が求められる。
- 今後、さらに進展が見込まれるDXを踏まえつつ、これまで以上にデジタル技術を活用するとともに、将来にわたり図書等がニーズに応じた媒体で提供可能なサービス展開が求められる。
- 場所的、時間的制約から利用者が限られている従来の県立図書館の来館型サービスの枠を超えたサービス展開が求められる。
- 市町村立図書館にはない図書等へのアクセスや県民の価値創造、知の交流の機会提供などのサービス展開が求められる。

環境の変化を踏まえて県立図書館に求められる役割	今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> - 人生100年時代の到来等を踏まえた、埼玉に関する地域資料の収集・保存の重点化、市町村立図書館にはない図書等や図書館以外の機関が有する資料へのアクセスなど、県立図書館ならではのサービスの提供 - 社会のデジタル化や著作権法改正の動向に合わせたデジタルサービスの提供 - 著作権法上の制約によりデジタル化が困難な図書等の提供など、アナログサービスの継続 - 高齢者、在留外国人、障害者など多様性に配慮した、誰一人取り残さない図書館サービスの提供 - 課題解決に向け、他者と協働して新たな価値を創造する取組に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村立図書館等との連携による、幅広い資料へのアクセスが可能な図書館へ デジタル技術の活用により、非来館型サービスが充実した図書館へ 県民の協働による学びを支援する図書館へ

3.2. 新たな県立図書館が目指す図書館像

新たな県立図書館は、

埼玉の多彩な地域や文化に関する資料はもとより、市町村立図書館にはない図書など
 県民の情報への幅広いアクセスを可能とし、新たな時代の学び・交流・創造を育むとともに、
 デジタル技術を最大限に活用して、

時間の制約なく（いつでも）、居場所にかかわらず（どこでも）、多様なニーズに応える（だれでも）

「知の拠点」へ

新たな県立図書館
 が目指す図書館像

目指す
 図書館像
 1

埼玉の地域資料の拠点となる図書館

目指す
 図書館像
 2

デジタルサービスにより
 来館しなくても県民誰もがサービスを楽しむことができる図書館

目指す
 図書館像
 3

県内公立図書館サービス全体の充実に資する図書館

目指す
 図書館像
 4

県民の新たな時代の学び・交流・創造を育む図書館



3.3. 新たな県立図書館の機能

- 目指す図書館像を実現していくため、新たな県立図書館においては、主に次の機能を重点に置き、現在の法制度やデジタル技術の状況及び今後の動向を的確に踏まえつつ充実・強化していく。

機能① デジタルライブラリー※機能

- ✓ デジタル技術を活用した図書館サービスを提供する機能



機能② 埼玉ゆかりの地域資料の収集・提供・保存機能

- ✓ 埼玉ゆかりの地域資料の拠点として、これを幅広く収集・提供する機能
- ✓ 地域資料を次世代の県民に引き継ぐため、紙及びデジタルで適切に保存する機能



機能③ 県内公立図書館サービス等の補完・つなぎ・支援機能

- ✓ 市町村立図書館にはない専門図書等の収集などの補完機能
- ✓ 県内図書館間の相互貸借※や蔵書横断検索※などの県内公立図書館をつなぐ機能
- ✓ 市町村立図書館職員の人材育成などの支援機能



機能④ 従来にはない付加価値提供機能

- ✓ 国立国会図書館及び県内博物館等の資料など多様な情報へアクセスできる機能
- ✓ 県民同士のつながりを育み、県民の学びあいを支援する機能
- ✓ 県民の対話等により生み出された新たな価値を保存・提供し、県民の交流を促進する機能



3.4. 新たな県立図書館の主なサービス

新たな県立図書館が持つ機能による主なサービスの内容

資料の提供・ 収集・保存	埼玉ゆかりの地域資料の紙ベースによる収集とデジタルアーカイブ化によるハイブリッド型提供サービス	機能①	機能②	機能③
	専門図書や多様性に配慮した図書等の収集による提供サービス			機能③
	図書等の閉架書庫での保管・保存による、継続的な提供サービス			機能②
	新 電子書籍の導入、デジタル化資料の公開サービスの拡大			機能①
資料や情報への アクセス	新 充実した書誌情報による蔵書検索、公立図書館横断的な蔵書検索及び図書館所蔵資料に限らない検索サービス（ディスカバリーサービス）			機能①
	新 ハイブリッド型（対面・オンライン等）レファレンスサービス	機能①		機能③
	新 国立国会図書館デジタルコレクション及び博物館等の外部機関につなぐサービス	機能①		機能④
	市町村立図書館等と連携した図書等搬送・貸出サービス	機能②		機能③
県内図書館の 運営支援	市町村立等図書館の間の図書等の搬送支援			機能③
	公立図書館職員の資質・能力向上支援			機能③
	市町村立図書館への先進事例提供等の運営支援			機能③
学び・対話・交流	新 県民の学びあいを支援するハイブリッド型（対面・オンライン）交流機会の提供サービス	機能①		機能④
	新 県民の対話等により生み出された成果の保存・提供サービス	機能①		機能④